

平成24年度からの市・県民税の税制改正等について

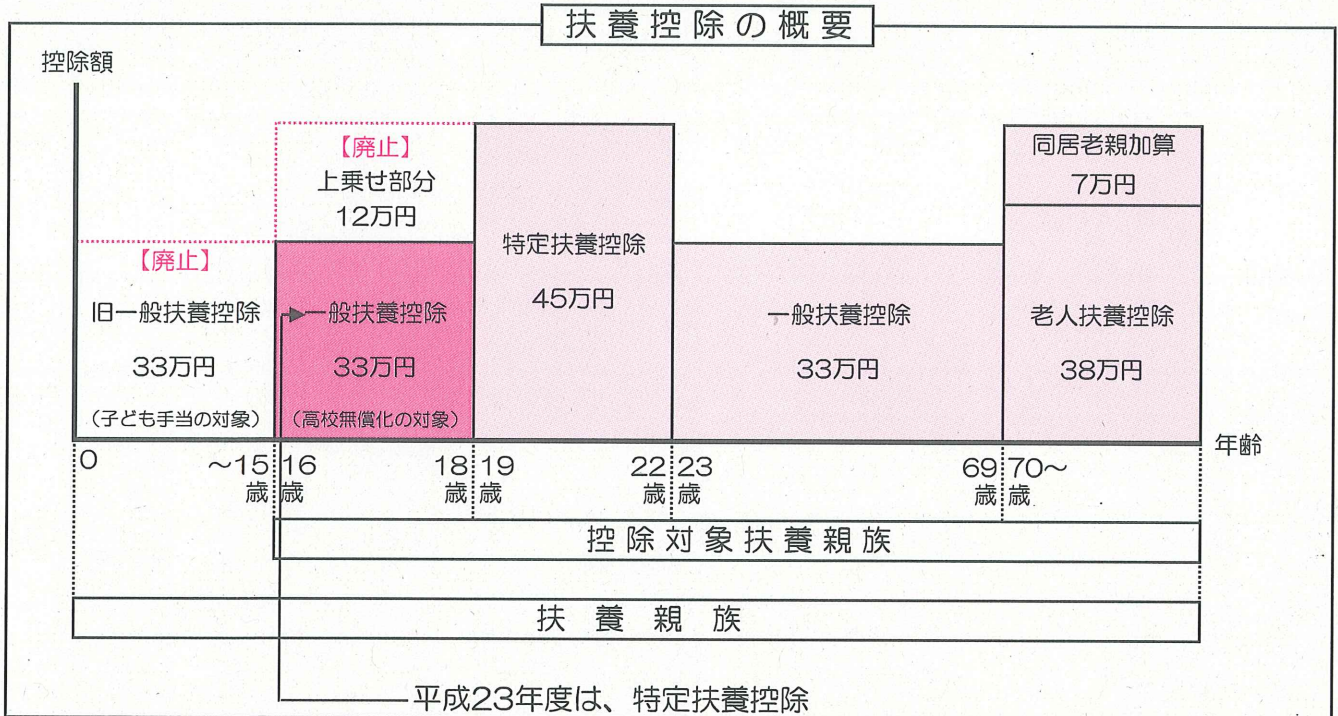
(1) 扶養控除の見直し

●年少扶養親族に係る扶養控除の廃止

子ども手当の実施により、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。

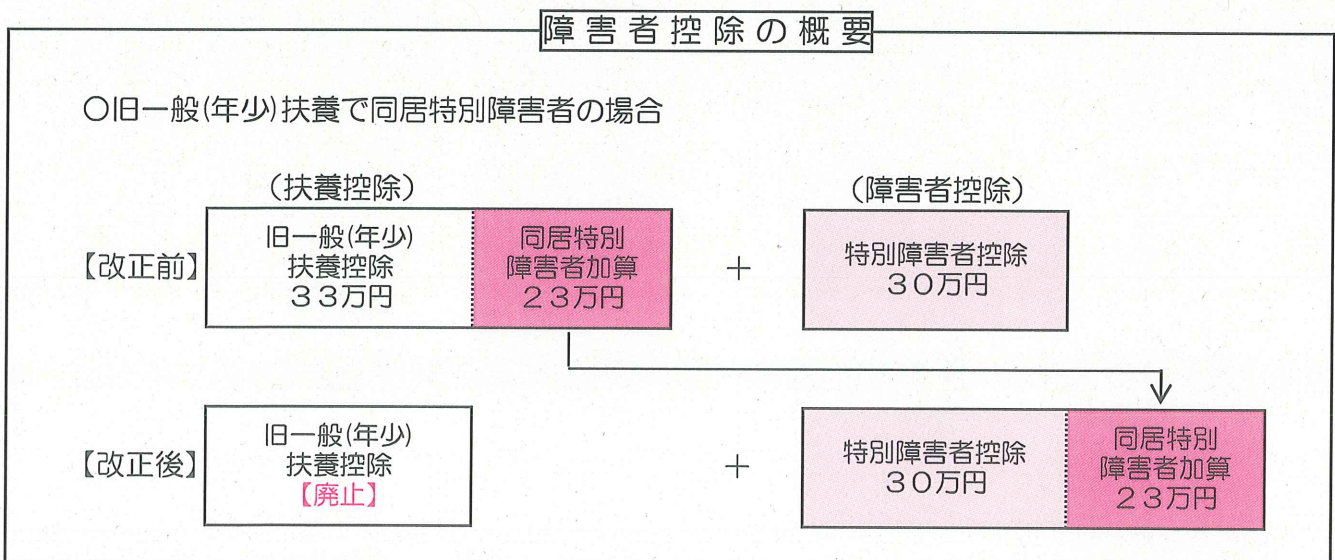
●特定扶養親族に係る扶養控除の変更

高校授業料の実質無償化に伴い、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、控除額が33万円となります。



(2) 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養控除の見直しに伴い、扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が、53万円(改正前30万円)となります。



<扶養控除及び障害者控除等の新旧対照表>

区分			控除額（改正前）	控除額（改正後）
扶 養 除	旧一般扶養親族	16歳未満	33万円	廃 止
	一般扶養親族	16歳以上19歳未満	45万円	33万円
	特定扶養親族	19歳以上23歳未満	45万円	45万円
	一般扶養親族	23歳以上70歳未満	33万円	33万円
	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等	45万円	45万円
		同居老親等以外	38万円	38万円
	同居特別障害者の場合の加算額		23万円加算	廃 止
配 偶 者 除	一般の配偶者		33万円	33万円
	老人配偶者	70歳以上	38万円	38万円
	同居特別障害者の場合の加算額		23万円加算	廃 止
障 害 者 除	一般の障害者		26万円	26万円
	特別障害者		30万円	30万円
	同居特別障害者の場合の加算額		—	23万円加算

(3) 寄附金控除の改正

●寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となります。

●寄附金控除対象となる寄附金の範囲の拡大

所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、の対象とすることができるようになります。